

京都市告示第 467 号

京都市水路等管理条例第3条第1号の規定に基づき、水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年1月5日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	岩倉水0133号	左京区岩倉西河原町145番地地先 左京区岩倉西河原町145番地地先	
2	西ノ京水0001号	中京区西ノ京星池町6番地の2 中京区西ノ京星池町6番地の2	

(建設局道路部道路明示課)